

国立大学法人東京医科歯科大学人事委員会規則

平成29年6月1日
規則第71号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号）第14条第2項に基づき、人事委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項等)

第2条 人事委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成16年規程第2号）第1条に定める者（以下「職員」という。）の選考、配置及び採用方針に関すること。
- (2) 職員の人件費及び人員数等の管理に関すること。
- (3) 教員の降任に関する審査
- (4) その他人事に関する重要事項

2 前項第1号のうち、人事委員会が本学の教授候補者の選考を行う場合には、別に定める教授選考委員会に諮問することができる。

3 第1項第1号（前項に規定するものを除く）に関して、人事委員会は、必要に応じて、別に定める教員選考委員会に諮問することができる。

(組織)

第3条 人事委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 学長が指名する副学長
- (4) その他学長が指名する者

2 前項第3号及び第4号に定める委員の任期は、学長が定めることとし、再任を妨げない。ただし、当該委員を指名する学長の任期の末日以前までとする。

(委員長)

第4条 人事委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代行する。

(議事)

第5条 人事委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 人事委員会の議事は、議長を含め出席した委員の多数決で決することとする。ただし、多数決で決しない場合は、議長の決するところによる。
- 3 人事委員会が必要と認めるときは、本学の職員及び必要と認める者からの意見聴取の実施又は情報提供を受けることができる。

(守秘義務)

第6条 人事委員会構成員及びその他委員会に関わる者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 人事委員会の庶務は、総務部人事企画課が処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月18日規則第117号)

この規則は、平成29年10月18日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

附 則 (平成30年10月5日規則第102号)

- 1 この規則は、平成30年10月5日から施行し、平成30年10月1日から適用する。
- 2 国立大学法人東京医科歯科大学人事審査委員会規則(平成21年規則第7号)は廃止する。

附 則 (令和元年7月1日規則第76号)

この規則は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年7月30日規則第84号)

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月30日規則第95号)

この規則は、令和2年10月1日から施行する。